

## （修正案）おおさか環境賞 推薦要項

### 1. 対象となる活動の種類・内容

#### （1）府民活動

大阪府内で、個人・団体（地方公共団体は除く）が自主的に取り組む、次の活動が・・・  
 <以下変更なしのため省略>

#### （2）事業者活動

大阪府内で、事業者が取り組む次の活動が対象となります。ただし、製品・技術などの開発や、自社内に限る省エネルギー・廃棄物削減などの活動は除きます。また、大阪府外の活動であっても、大阪府内に事業所を有する事業者の活動については対象とします。

##### ① 豊かな環境の保全又は創造に資する事業活動

（例）・ 里山保全や環境美化等の環境保全に資する実践活動

- ・ ビオトープの造成等による生物多様性保全に資する実践活動
- ・ 地域や学校等における出前授業等の環境教育・啓発活動
- ・ 住民を対象とした施設見学・セミナー等の環境教育・啓発活動
- ・ 地球温暖化など、地球環境問題に関する研究成果を、対外的に無償で普及する活動
- ・ 新しい省エネ技術等を、対外的に無償で普及する活動
- ・ 環境への負荷が低減された製品・技術の開発
- ・ 簡易包装やリサイクル等の省資源、省エネルギーを普及・促進する事業活動
- ・ 自然の修復や再生などに貢献する事業活動や技術開発
- ・ 共同輸送やエコドライブなど自動車の合理的使用に向けた活動
- ・ 優れた都市景観を創出する技術の開発
- ・ 環境に配慮した製品の購入（グリーン購入）を啓発・促進する事業活動
- ・ 環境技術の海外移転に向けた国際協力

#### （3）対象とならない活動

次に示す活動については、対象となりません。

- ・ 学校の授業の一環（単位取得の要件、卒業論文の研究対象）として行われる活動
- ・ 環境負荷の低減に資する製品・技術の開発の内、自社のみ利益に限られるもの
- ・ 省エネルギー・廃棄物低減等への取組みの内、自社内に限られるもの

<以下変更なしのため省略>

### 4. 推薦について

大阪府知事から推薦の依頼を受けた市町村長、府民会議に参加している府民団体、事業者団体及び関連団体等の長は、この賞の対象となる個人、団体又は事業者の活動があると認めるときは、知事に推薦することができます。

府民活動を推薦する場合・・・推薦書 様式第1号に必要事項を記入

事業者活動を推薦する場合・・・推薦書 様式第2号に必要事項を記入

<以下変更なしのため省略>